

政 委 第 6 号
平成 25 年 1 月 21 日

文 部 科 学 大 臣
下 村 博 文 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人等（独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び日本私立学校振興・共済事業団（助成業務））の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人日本学術振興会の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 学術研究の助成に関する業務の一元化の推進

学術研究の助成に関する業務については、大半の研究種目は日本学術振興会が公募・審査・交付等の業務を行っているが、新学術領域研究、特別研究促進費及び研究成果公開促進費については、制度的に定着していないこと等を理由として、文部科学省が直接、公募・審査・交付等の業務を行っている。

これら文部科学省が直接業務を行っているものについては、業務の効率化、利便性の向上を図る観点から、次期中期目標期間中に日本学術振興会への一元化を進めるものとする。

2 研究助成の評価の見直し

日本学術振興会が行う研究助成に関する評価については、事後評価の大半が助成を受けている研究者による自己評価となっている。

このため、評価における客観性の一層の向上を図る観点から、次期中期目標期間において、評価業務の効率化を図り、人員及びコストの増大を極力抑制しつつ、日本学術振興会による評価機能を充実させるための具体的方策を検討し、実施するものとする。

る。

3 学術システム研究センターの業務の透明性確保

学術システム研究センターが行う審査・評価業務については、業務内容の透明性の向上を図る観点から、審査員の審査結果に対する検証等のプロセスについて国民に分かりやすい形で明らかにするものとする。

4 学術の国際交流に関する業務の効率化の推進

日本学術振興会の実施する学術の国際交流に関する業務のうち、外国人研究者の招へいを目的とする以下の①、②、③については、業務の効率化を図る観点から統合・メニュー化するものとする。

①外国人著名研究者招へい

②外国人招へい研究者（長期・短期）

③外国人特別研究員（一般、欧米短期、サマー・プログラム）

また、その他の事業についても大学等研究現場や海外協力機関のニーズを踏まえながら不断の見直しを行い、更なる大括り化・整理合理化を進めるものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人理化学研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 科学技術政策全体の中での理化学研究所の位置付け

理化学研究所については、貴重な財政資源を効率的かつ効果的に活用し、政府全体として研究開発の成果の最大化を図る観点から、理化学研究所の使命とともに達成すべき目標の明確化を図り、科学技術政策全体の中で理化学研究所が真に担うべき研究に重点化するものとする。また、「科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定）の中で推進するとされたグリーンイノベーション及びライフイノベーションについては、産業総合研究所等の他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担・連携を図り、理化学研究所が達成すべき水準を次期中期目標に明記するものとする。

2 研究成果の社会還元の明確化

理化学研究所の実施する研究については、課題達成のために科学技術を戦略的に活用し、その成果の社会への還元を一層促進するとして「科学技術基本計画」の趣旨を踏まえ、これまで以上に研究の成果が社会へ還元されるよう、産学官連携の下、社会的ニーズの更なる把握に努め、研究内容へ反映させるものとする。また、研究成果の

具体的な還元内容を国民に分かりやすい形で明らかにするものとする。

3 知的財産の活用の活性化と効率的管理の推進

理化学研究所の保有する知的財産については、特許の実施許諾による収入に伸び悩みの傾向が見られる中、特許の出願・維持に係る費用による支出との間に大きな収支差額が発生しており、また、保有後の特許の実施化率も改善の余地がある。

理化学研究所の使命に鑑みれば、必ずしも収支の観点のみにとらわれず、我が国の技術競争力の向上等に係る特許は戦略的に取得・保持していくことが重要であるが、一方で戦略的保持の必要性が低い特許については、将来的な知的財産の活用の可能性や困難性を考慮しつつ、出願や審査請求等の際に必要性の検討を厳格化することや長期間未利用となっている特許の再評価による削減を計画的かつ継続的に行うことを次期中期目標に具体的に掲げることにより、一層効率的な知的財産の管理を推進するものとする。

4 施設の外部利用の推進

理化学研究所が保有する研究施設の外部利用については、放射光共用施設（Spring-8）を始めとする大型研究施設を中心として実施されているものの、このほかにも共用可能な施設は存在すると考えられる。研究施設の有効活用による我が国全体としての研究開発能力の向上や理化学研究所における自己収入の拡大を図る観点から、外部からの利用ニーズの更なる把握に努め、可能な限り多くの研究施設へ展開していくことで、より一層の外部利用を推進するものとする。

第2 業務実施体制の見直し

管理部門の職員数については、研究所ごとの全職員数に占める比率にばらつきが見られるため、職員配置の更なる適正化を図る必要がある。今後、人事データベースシステムは平成24年度に、財務会計システムは26年度までに、それぞれシステム更改が予定されていることから、次期中期目標においてシステムの活用効果を具体的かつ定量的に明らかにした上で、更改されたシステムの更なる活用により、職員の再配置を進めるとともに、人員やコストの削減を図るものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「宇宙航空研究開発機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 宇宙政策全体の中での宇宙航空研究開発機構の位置付け

宇宙航空研究開発機構については、貴重な財政資源を効率的かつ効果的に活用し、政府全体として研究開発の成果の最大化を図る観点から、平成24年7月に構築された新たな宇宙開発利用の戦略的な推進体制の下での宇宙航空研究開発機構の使命とともに達成すべき目標の明確化を図り、宇宙政策全体の中で宇宙航空研究開発機構が真に担うべき研究開発に重点化するものとする。その際、宇宙開発利用における研究機関や民間からの主体的かつ積極的な参加を促す観点から、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担・連携を図り、宇宙航空研究開発機構が達成すべき水準を次期中期目標に明記するものとする。

2 研究成果の社会還元の明確化

宇宙航空研究開発機構の実施する事業については、宇宙基本法（平成20年法律第43号）に宇宙開発利用に関する基本理念として規定されている国民生活の向上、産業の振興等に資する観点から、これまで以上に研究開発の成果が社会へ還元されるよう、産学官連携の下、社会的ニーズの更なる把握に努め、研究開発内容へ反映させるもの

とする。また、研究成果の具体的な還元内容を国民に分かりやすい形で明らかにするものとする。

3 宇宙事業における民間への技術移転等の促進

宇宙事業については、宇宙基本法に基本的施策として規定されている民間事業者による宇宙開発利用の促進の観点から、衛星運用やロケット打上げ等の民間への更なる技術移転を行うとともに、民間・関係機関等における一層の研究開発成果の活用を進めるものとする。

4 航空科学技術に関する研究開発の重点化

航空科学技術に関する研究開発については、安全や環境に関連するものへの重点化を進める中で、国が独立行政法人に実施させるべき先端的・基盤的な研究開発に更に特化するものとし、その具体的な方針を次期中期目標に明記するものとする。その上で、民間に対し技術移転を行うことが可能なレベルに達したものは、順次廃止するものとする。

5 契約の不正再発防止

宇宙航空研究開発機構が行う契約については、平成10年に判明した契約相手先による過大請求事案に続き、24年1月にも同様の事案が判明している。

このため、再発防止の観点から、第三者を含めて、宇宙航空研究開発機構のガバナンスや契約管理上の問題を含めた不正発生の原因究明を徹底的に行った結果を踏まえて、契約相手先との関係を含め、宇宙航空研究開発機構における契約管理体制の見直しを含めた抜本的な再発防止策を講ずることにより、不正の抑止を図るものとする。

第2 業務実施体制の見直し

管理部門については、業務運営の効率化の観点から、次期中期目標期間において、情報システム等の活用を踏まえた職員の再配置を引き続き進めることにより、一層の人員やコストの削減を図るものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「日本スポーツ振興センター」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 スポーツ振興のための助成業務の効果の向上

スポーツ振興のための助成業務については、スポーツ振興投票業務の収入の拡大に伴い、採択される件数が増加している中、採択率が9割を超えている状況となっていること、助成した事業に関する評価において、スポーツ団体が自己評価を行い、それを日本スポーツ振興センターが分野ごとに取りまとめるだけのシステムとなっていることなど、助成の必要性に対する審査や助成効果の検証・評価が十分に行われているとは言い難い状況にある。

このため、より効果的な助成を実施する観点から、助成による効果を具体的に検証し、審査等に活用するとともに、助成事業の成果指標を次期中期目標等において設定するものとする。

2 施設管理業務及びスポーツ振興投票業務の更なる効率化

施設管理業務及びスポーツ振興投票業務については、業務の質や収入等の維持に留意しつつ一層のコスト削減を図るため、次期中期目標において、外部に委託することにより、また、既に外部に委託している業務については、さらに契約方法等を改める

こと等により、業務に要する費用の軽減を図るなど、民間委託方法の検討を含めた具体的な効率化策を明記するものとする。

3 国立登山研修所における業務成果の明確化

国立登山研修所の業務については、山岳遭難事故の防止及び救助のための指導者を養成するという目的を踏まえつつ、近年登山事故が増加している状況下での中高年登山者への対策の強化、登山スタイルの多様化に応じた指導の徹底などより具体的な対策を講ずるとともに、研修修了者の活躍状況や山岳遭難事故の抑止効果を示すなどの具体的な成果指標を次期中期目標に設定し、業務成果を国民に分かりやすい形で明らかにするものとする。

第2 施設の有効活用

日本スポーツ振興センターが保有する施設については、自己収入の確保の観点から、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 固定広告物を掲示する権利及び命名権の導入を実施していない施設（国立スポーツ科学センター、フットサルコート、体育館等）については、それぞれの導入について検討を行うものとする。
- ② 施設の目標稼働日数の設定については、総じて実稼働日数が目標を上回る状況が見られるため、次期中期目標では、努力目標値を加算する等により、更なる法人の努力を促すような目標を設定するものとする。なお、スポーツ施設としての本来の役割を踏まえ、スポーツ行事等を幅広く行うなどスポーツのための利用を拡大することを基本としつつ、それに支障のない範囲内でスポーツ以外のための利用にも供し、稼働率の向上を図るものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見とし

て各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人日本芸術文化振興会の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「日本芸術文化振興会」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家の研修の見直し

伝統芸能の伝承者の養成については、民間での養成が難しいため国としての支援が必要となる分野について限定して実施するものとし、関係団体の要望、外部専門家の意見等を踏まえつつ、養成すべき分野の選択に係る具体的な方針を定めるとともに、養成すべき分野、養成人数等の選定に至った経緯、理由を明らかにするものとする。また、伝統芸能の更なる普及・促進を図る観点から、伝統芸能の担い手の裾野を広げていくための効果的かつ効率的な取組について検討するものとする。

現代舞台芸術の実演家の研修については、民間団体の役割を踏まえ、グローバルな視点に立った体系的かつ安定的、継続的な実演家の育成を実施することに留意しつつ、次期中期目標に当該研修の成果目標を定めるものとする。また、研修成果については、研修修了者の活躍状況を示すなど国民に分かりやすい形で明らかにするとともに、成果の検証を厳密に行い、成果が不十分なものについては廃止を含め、長期的視点も踏まえて研修分野・規模を不断に見直すものとする。

2 芸術文化振興のための助成事業の一元化の検討

芸術文化振興のための助成事業については、既に一部の文化庁の助成事業(芸術創造活動重点支援事業及び文化芸術振興費補助金)が日本芸術文化振興会に一元化され、プログラムディレクターやプログラムオフィサー等を活用した新たな審査・評価の仕組みを試行的に導入しているところである。次期中期目標期間中に、これらの検証結果を踏まえ、文化庁で助成を行っている国際芸術交流支援事業については、より一層の審査・評価の効率的かつ効果的な実施を図る観点から、日本芸術文化振興会に一元化することについて検討するものとする。

3 新国立劇場及び国立劇場おきなわに関する業務委託

劇場の管理・運營業務を財団法人に委託している新国立劇場及び国立劇場おきなわについては、収支構造の改善等のための取組方策を次期中期目標に具体的に明記した上で計画的に取り組むとともに、現行の業務委託の在り方について、最も経済的かつ効率的なものとなるよう不断の見直しを行うものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定が準用される日本私立学校振興・共済事業団の助成業務に係る事務及び事業については、政策金融関係法人として業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、以下の見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 補助事業の見直し

私立大学等経常費補助金については、「大学改革実行プラン」（平成24年6月5日文部科学省策定）の趣旨を踏まえ、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況、教育研究の質の向上に資する取組等に応じた増減など、明確なメリハリある配分・一層の重点投資を実施することで、私立学校のガバナンスの強化を推進し、経営基盤の強化を促進するものとする。

2 貸付事業の安定的かつ効率的な実施

貸付事業については、少子化を背景として長期的には学生総数の減少が見込まれるなど私立学校における経営環境が一層厳しくなる状況を踏まえ、学校経営の安定的な運営を図る観点から事業を実施し、リスク管理機能の強化を図るものとする。

また、与信審査については、学校法人の長期的な経営状況の見通しを考慮した上で、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性並びに担保物件及び保証人の妥当性を検証するため、諸データの活用により与信審査の向上に努めるものとする。

償還方法については、政策金融として長期貸付・固定金利を基本としつつ、学校経営上のリスク軽減に資するためにも、学校法人のニーズを踏まえ、繰上げ償還や短期の貸付けも活用するものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。